

市第 137 号議案

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第92条第 1 項中「第18条の15第 1 項」を「第18条の17第 1 項」に、「第 2 条第12項」を「第 2 条第11項」に改める。

第94条及び第94条の 2 中「第18条の15第 1 項」を「第18条の17第 1 項」に改める。

第 2 条 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第 1 項第 1 号中「排水指定物質」の次に「のうち、排出を防止すべきものとして規則で定める物質の種類」を加える。

第70条の 3 第 1 項ただし書中「非常災害のために必要な応急措置として行う」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 土壌の掘削を伴わない土地の形質の変更
- (2) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって規則で定める土地の形質の変更

(3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
第75条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該許可に係る事項を超えない範囲の変更であって
規則で定めるものについては、この限りでない。

第76条中「同条第2項第1号又は第4号に掲げる事項の」を「
次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第72条第2項第1号又は第4号に掲げる事項の変更
- (2) 前条第1項ただし書に規定する規則で定める変更

第86条第1項中「特定小規模施設を設置しよう」を「特定小規
模施設（規則で定めるものを除く。）を設置しよう」に改める。

第89条を次のように改める。

(定義)

第89条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該
各号に定めるところによる。

- (1) 石綿含有建築材料 吹付け石綿その他の石綿を含有する建
築材料で規則で定めるものをいう。
- (2) 石綿排出作業 石綿含有建築材料が使用されている建築物
等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の
場所から排出され、又は飛散する石綿が大気の汚染の原因と
なるものとして規則で定めるものをいう。
- (3) 石綿排出工事 石綿排出作業を伴う建設工事をいう。

第89条の次に次の1条を加える。

(石綿排出作業による大気の汚染の防止)

第89条の2 石綿排出工事の発注者（石綿排出工事の注文者で、
他の者から請け負った石綿排出工事の注文者以外のものをいう

。以下この節において同じ。)、元請業者(発注者から直接石綿排出工事を請け負った者をいう。以下この節において同じ。)
)若しくは下請負人(石綿排出工事の元請業者から当該石綿排出工事の全部又は一部(石綿排出作業を伴うものに限る。以下この節において同じ。)を請け負った他の者(その請け負った石綿排出工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。)をいう。以下この節において同じ。)又は自主施工者(石綿排出工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下この節において同じ。)は、当該石綿排出工事における石綿排出作業による大気の汚染の防止に努めなければならない。

第91条第1項中「石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者又は当該建設工事の発注者」を「石綿排出工事の発注者、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者」に、「当該石綿排出作業」を「当該石綿排出工事における石綿排出作業」に改め、同条第2項中「建設工事を施工する者又は当該建設工事の発注者」を「石綿排出工事の発注者、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者」に、「とる」を「執る」に改める。

第92条第1項中「石綿排出作業(」を「石綿排出工事の発注者又は自主施工者(次項に規定するものを除く。)は、当該石綿排出工事における石綿排出作業(規則で定めるもの及び)」に改め、「特定粉じん排出等作業」の次に「に該当するもの」を加え、「を伴う建設工事の発注者又は当該建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者(次項において「当該建設工事の発注者等」と

いう。)は、当該石綿排出作業」を削り、同項ただし書を削り、同項第 1 号から第 5 号までを次のように改める。

- (1) 当該石綿排出工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該石綿排出工事の場所
- (3) 当該石綿排出作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- (4) 当該石綿排出作業の種類
- (5) 当該石綿排出作業の実施の期間

第92条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 当該石綿排出作業の方法

第92条第 2 項中「前項ただし書の場合において、当該建設工事の発注者等」を「災害その他非常の事態の発生により前項に規定する石綿排出作業を緊急に行う必要がある場合における当該石綿排出作業を伴う石綿排出工事の発注者又は自主施工者」に改める。

第92条の 2 を削る。

第93条の見出し中「測定」を「測定等」に改め、同条中「石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者」を「石綿排出工事の元請業者又は自主施工者」に、「当該石綿排出作業」を「当該石綿排出工事における石綿排出作業（規則で定めるものを除く。）」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(石綿排出作業の完了に係る報告)

第93条の2 前条の規定による測定を行った石綿排出工事の元請業者は、当該石綿排出工事における石綿排出作業が完了したときは、規則で定めるところにより、当該石綿排出工事の発注者に対し、前条の規定による測定の結果その他規則で定める事項について書面により報告しなければならない。

第94条第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 当該作業を伴う石綿排出工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該作業を伴う石綿排出工事の場所
- (3) 当該作業の実施の期間
- (4) 当該作業に係る第93条の規定による測定の結果

第94条の2及び第95条を次のように改める。

(石綿排出作業の届出等に係る勧告)

第94条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、該当する者に対し、必要な措置を執るよう勧告することができる。

- (1) 第92条又は前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第93条の規定による測定、記録及び保存をしていないとき。

(発注者等の配慮)

第95条 石綿排出工事の発注者は、当該石綿排出工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該石綿排出工事の請負契約に関する事項について、当該石綿排出工事における石綿

排出作業が第90条の指導基準に適合すること及び当該元請業者が第93条の規定による測定を行うことを妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならない。

2 前項の規定は、石綿排出工事の元請業者又は下請負人が当該石綿排出工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるときについて準用する。

第 101 条中「に規定する」を「の」に改める。

第 126 条第 1 項中「同条第 1 項第 2 号から第 4 号まで」を「同条第 1 項各号」に、「の変更をしようとするときは、その変更の日の30日前まで」を「を変更したときは、その日から起算して30日以内」に改め、同条第 2 項を削る。

第 156 条第 1 項中「第91条第 2 項」の次に「、第94条の 2」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年10月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中第92条第 1 項の改正規定（「第 2 条第12項」を「第 2 条第11項」に改める部分に限る。） 公布の日

(2) 第 1 条の規定（前号に掲げるものを除く。） 令和 3 年 4 月 1 日

(経過措置)

2 第 2 条の規定による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第70条の 3 第 1 項の規定は、横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第

70条第2項に規定するダイオキシン類管理対象地内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して30日を経過する日以後に土地の形質の変更（条例第62条に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。）に着手する者について適用し、同日前に土地の形質の変更に着手する者については、なお従前の例による。

- 3 新条例第86条第1項の規定は、施行日以後に特定小規模施設（条例第83条に規定する特定小規模施設をいう。以下同じ。）を設置しようとする事業者について適用し、施行日前に特定小規模施設を設置しようとする事業者については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「旧条例」という。）第86条第1項の規定による届出がされた特定小規模施設であって、新条例第86条第1項に規定する規則で定めるものに該当するものについては、条例第86条第2項、第87条及び第88条の規定は、適用しない。
- 5 施行日前に大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号。以下「改正法」という。）による改正後の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「新法」という。）第18条の17第1項又は第2項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る建設工事については、新条例第89条、第89条の2、第91条及び第93条から第95条までの規定は適用せず、なお従前の例による。
- 6 新条例第89条、第89条の2及び第91条から第95条までの規定は、施行日から起算して7日を経過する日以後に着手する建設工事（旧条例第92条の規定による届出がされた石綿排出作業に係る建

設工事であって同日前に着手していないもの（以下「届出がされた未着手の工事」という。）及び施行日前に新法第18条の17第1項又は第2項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る建設工事を除く。）について適用し、施行日から起算して7日を経過する日前に着手した建設工事（届出がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。

7 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に改正法による改正前の大気汚染防止法第18条の15第1項又は第2項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業を伴う建設工事に係る附則第1項第2号に掲げる規定による改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例第92条及び第94条の規定による届出並びに第94条の2の規定による説明については、なお従前の例による。

8 新条例第126条の規定は、施行日以後に条例第124条第1項各号に掲げる事項を変更した者について適用し、施行日前に同項各号に掲げる事項を変更した者については、なお従前の例による。

9 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

石綿排出作業に係る指導等の対象を追加し、及び勧告に関する規定を設けるとともに、大気汚染防止法の一部改正に伴う関係規定の整備を図る等のため、横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市生活環境の保全等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

第 1 条 関係

（石綿排出作業の開始の届出）

第 92 条 石綿排出作業（大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）

第 18 条の 17 第 1 項 又は第 2 項の規定による届出に係る同法 第 2 条第 11 項 に規定する特定粉じん排出等作業を除く。以下この条 第 12 項

において同じ。）を伴う建設工事の発注者又は当該建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項において「当該建設工事の発注者等」という。）は、当該石綿排出作業を開始する日の 7 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他の非常の事態の発生により石綿排出作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

（第 1 号から第 6 号まで及び第 2 項省略）

（石綿排出作業の完了の届出）

第 94 条 第 92 条の規定による届出をした者又は大気汚染防止法 第 18 条

第 18 条の 17 第 1 項 若しくは第 2 項の規定による届出をした者は、第 18 条の 15 第 1 項 当該届出に係る作業を完了したときは、その日から起算して 30 日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

（石綿排出作業の完了に係る説明）

第 94 条の 2 第 92 条の規定による届出又は大気汚染防止法 第 18 条

第 18 条の 17 第 1 項 若しくは第 2 項の規定による届出に係る作業を伴う 第 18 条の 15 第 1 項

建設工事の受注者は、当該作業を完了したときは、規則で定めるところにより、当該建設工事の発注者に対し、当該作業の結果について、前条第 4 号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

第 2 条 関係

(水質の汚濁の防止に関する規制基準)

第 28 条 水質の汚濁の防止に関する規制基準は、次に掲げる事項について規則で定める。

- (1) 排水指定物質のうち、排出を防止すべきものとして規則で定める物質の種類ごとの許容限度

(第 2 号及び第 2 項省略)

(ダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更の実施等)

第 70 条の 3 ダイオキシン類管理対象地内において土地の形質の変更を行おうとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更に係る計画その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる
非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- (1) 土壌の掘削を伴わない土地の形質の変更

- (2) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって規則で定める土地の形質の変更

- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(第 2 項から第 8 項まで省略)

(変更の許可)

第 75 条 第 72 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第 2 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項の変更をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、当該許可に係る事項を超えない範囲の変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。

(第 2 項から第 5 項まで省略)

(変更の届出)

第 76 条 第 72 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る次に掲げる^{次に同条}第 2 項第 1 号又は第 4 号に掲げる事項の変更をしたときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第 72 条第 2 項第 1 号又は第 4 号に掲げる事項の変更

(2) 前条第 1 項ただし書に規定する規則で定める変更

(特定小規模施設の設置の届出)

第 86 条 特定小規模施設（規則で定めるものを除く。）を設置しよう^{特定小規模施設を設置しよう}とする事業者は、当該特定小規模施設を設置する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(第 1 号から第 4 号まで及び第 2 項省略)

(定義)

(石綿排出作業による大気汚染の防止)

第 89 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該^{石綿が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は}各号に定めるところによる。

補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散

する石綿が大気汚染の原因となるもので規則で定めるもの（

以下「石綿排出作業」という。）を伴う建設工事を施工する者

及び当該建設工事の発注者（建設工事（他の者から請け負った

ものを除く。)の注文者をいう。以下この節において同じ。)

は、当該石綿排出作業による大気の汚染の防止に努めなければならない。

(1) 石綿含有建築材料 吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料で規則で定めるものをいう。

(2) 石綿排出作業 石綿含有建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気の汚染の原因となるものとして規則で定めるものをいう。

(3) 石綿排出工事 石綿排出作業を伴う建設工事をいう。

(石綿排出作業による大気の汚染の防止)

第 89 条の 2 石綿排出工事の発注者 (石綿排出工事の注文者で、他の者から請け負った石綿排出工事の注文者以外のものをいう。

以下この節において同じ。)、元請業者 (発注者から直接石綿排出工事を請け負った者をいう。以下この節において同じ。

)若しくは下請負人 (石綿排出工事の元請業者から当該石綿排出工事の全部又は一部 (石綿排出作業を伴うものに限る。以下

この節において同じ。)を請け負った他の者 (その請け負った石綿排出工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該

他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。)をいう。以下この節において同じ。)又は自主施

工者 (石綿排出工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下この節において同じ。)は、当該石綿排出工事にお

ける石綿排出作業による大気の汚染の防止に努めなければならない。

(石綿排出作業に係る指導及び勧告)

第 91 条 市長は、石綿排出工事の発注者、元請業者若しくは下請
石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者又は
負人又は自主施工者 に対し、当該石綿排出工事における石綿
当該建設工事の発注者
排出作業 による大気の汚染を防止するため、前条の指導基準に
基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、石綿排出作業が前条の指導基準に適合しないことに
より大気の汚染を生ずるおそれがあると認めるときは、当該石
綿排出作業を伴う 石綿排出工事の発注者、元請業者若しくは下
建設工事を施工する者又は当該建設工事の発
請負人又は自主施工者 に対し、大気の汚染を防止するために必
要な措置を 執る
とる よう勧告することができる。

(石綿排出作業の開始の届出)

第 92 条 石綿排出工事の発注者又は自主施工者（次項に規定する
石綿排出作業（
ものを除く。）は、当該石綿排出工事における石綿排出作業（
規則で定めるもの及び 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
第 18 条の 17 第 1 項又は第 2 項の規定による届出に係る同法第 2
条第 11 項に規定する特定粉じん排出等作業 に該当するもの を除
く。以下この条において同じ。） を伴う建設工事の発注者又は
当該建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項に
において「当該建設工事の発注者等」という。）は、当該石綿排
出作業 を開始する日の 7 日前までに、規則で定めるところによ
り、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし
、災害その他の非常の事態の発生により石綿排出作業を緊急に
行う必要がある場合は、この限りでない。
(1) 当該石綿排出工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の
の氏名

氏名

- (2) 当該石綿排出工事の場所
石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者の氏名又は名称
及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 当該石綿排出作業の対象となる建築物等の部分における石
綿排出作業の場所
綿含有建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- (4) 当該石綿排出作業の種類
石綿排出作業の実施の期間
- (5) 当該石綿排出作業の実施の期間
石綿排出作業の概要
- (6) 当該石綿排出作業の方法

(7) (本文省略)
(6)

- 2 災害その他非常の事態の発生により前項に規定する石綿排出
前項ただし書の場合において、当該建設工事の発注者等
作業を緊急に行う必要がある場合における当該石綿排出作業を
伴う石綿排出工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、同項
各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(解体等建設工事に係る調査及び説明等)

第92条の2 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴
う建設工事（当該建設工事が石綿排出作業を伴う建設工事に該
当しないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。
以下この節において「解体等建設工事」という。）の受注者（
他の者から請け負った解体等建設工事の受注者を除く。以下こ
の節において同じ。）は、当該解体等建設工事が石綿排出作業
を伴う建設工事に該当するか否かについて調査を行うとともに
、規則で定めるところにより、当該解体等建設工事の発注者に
対し、当該調査の結果について、規則で定める事項を記載した
書面を交付して説明しなければならない。この場合において、
当該解体等建設工事が石綿排出作業を伴う建設工事に該当する

ときは、前条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項その他規則
 で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明し
 なければならない。

2 前項前段の場合において、解体等建設工事の発注者は、当該
 解体等建設工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する
 費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を
 講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者は、
 当該解体等建設工事が石綿排出作業を伴う建設工事に該当する
 か否かについて調査を行わなければならない。

4 第 1 項又は前項の規定による調査を行った者は、当該調査に
 係る解体等建設工事を施工するときは、規則で定めるところに
 より、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体等
 建設工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければ
 ならない。

(石綿濃度等の測定等)
 測定

第 93 条 石綿排出工事の元請業者又は自主施工者は、規則で定
石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者
 めるところにより、当該石綿排出工事における石綿排出作業（
規則で定めるものを除く。）を行う場所における大気中の石綿
 濃度等を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかなけれ
 ばならない。

(石綿排出作業の完了に係る報告)

第 93 条の 2 前条の規定による測定を行った石綿排出工事の元請
業者は、当該石綿排出工事における石綿排出作業が完了したと
きは、規則で定めるところにより、当該石綿排出工事の発注者

に対し、前条の規定による測定の結果その他規則で定める事項について書面により報告しなければならない。

(石綿排出作業の完了の届出)

第 94 条 第 92 条の規定による届出をした者又は大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る作業を完了したときは、その日から起算して 30 日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 当該作業を伴う石綿排出工事の発注者及び元請業者又は自
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者
主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、そ
の氏名
の代表者の氏名

(2) 当該作業を伴う石綿排出工事の場所
石綿排出作業を伴う建設工事を施工した者の氏名又は名称
及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 当該作業の実施の期間
石綿排出作業の場所

(4) 当該作業に係る第 93 条の規定による測定の結果
石綿排出作業の実施の期間

(第 5 号省略)

(石綿排出作業の届出等に係る勧告)

(石綿排出作業の完了に係る説明)

第 94 条の 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、該
第 92 条の規定による届出又は大気汚染防止法第 18 条
当する者に対し、必要な措置を執るよう勧告することができる
の 17 第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出に係る作業を伴う

建設工事の受注者は、当該作業を完了したときは、規則で定め

るところにより、当該建設工事の発注者に対し、当該作業の結

果について、前条第 4 号に掲げる事項その他規則で定める事項

を記載した書面を交付して説明しなければならない。

(1) 第 92 条又は前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出
をしたとき。

(2) 第 93 条の規定による測定、記録及び保存をしていないとき

。

(発注者等の配慮)

(発注者の配慮)

第 95 条 石綿排出工事の発注者は、当該石綿排出工事の元請業者
石綿排出作業を伴う建設工事の発注者は、当該建設工事
に対し、施工方法、工期、工事費その他当該石綿排出工事の請
を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該建設
負契約に関する事項について、当該石綿排出工事における石綿
工事の請負契約に関する事項について、当該石綿排出作業が第
排出作業が第 90 条の指導基準に適合すること及び当該元請業者
90 条に規定する指導基準に適合することを妨げるおそれのある
が第 93 条の規定による測定を行うことを妨げるおそれのある条
条件を付さないよう配慮しなければならない。
件を付さないよう配慮しなければならない。

2 前項の規定は、石綿排出工事の元請業者又は下請負人が当該
石綿排出工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるときにつ
いて準用する。

(注文者の配慮)

第 101 条 解体工事の注文者は、当該解体工事を施工する者に対
 し、施工方法、工期等について、当該解体工事が第 97 条 の
に規定
する 指導基準に適合することを妨げるおそれのある条件を付さ
 ないよう配慮しなければならない。

(変更の届出)

第 126 条 第 124 条の届出をした者は、同条第 1 項各号
同条第 1 項第 2 号から第
に掲げる事項 を変更したときは、その日から起算して
4 号まで の変更をしようとするときは、その変更
30 日以内
の日の 30 日前まで に、その旨を市長に届け出なければならない
 。

2 第 124 条の届出をした者は、同条第 1 項第 1 号に掲げる事項
を変更したときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を
市長に届け出なければならない。

(勧告に従わなかった者の公表)

第 156 条 市長は、第 6 条第 4 項、第 21 条第 2 項、第 22 条第 3 項、第 50 条第 2 項、第 60 条第 3 項、第 61 条の 3 第 3 項、第 62 条の 3 第 3 項、第 64 条第 4 項、第 68 条第 2 項、第 68 条の 2 第 2 項、第 70 条第 3 項、第 70 条の 2 第 3 項、第 70 条の 3 第 6 項（同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。）、第 70 条の 4 第 2 項、第 70 条の 5 第 2 項、第 70 条の 6 第 3 項、第 74 条第 2 項、第 75 条第 5 項、第 85 条第 2 項、第 91 条第 2 項、~~第 94 条の 2~~、第 98 条第 2 項、第 104 条第 2 項、第 110 条第 2 項、第 116 条第 2 項、第 123 条第 2 項、第 134 条、第 140 条、第 141 条の 13、第 145 条第 2 項又は第 146 条の 9 第 2 項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（第 2 項省略）